

総会

配布：一般

2013年4月10日

原文：英語

人権理事会

第22会期

議事日程議題7

パレスチナおよび他の占領下のアラブ領域
における人権状況

人権理事会により採択された決議*

22/17

占領下のシリア領ゴランにおける人権

人権理事会は、

1967年のイスラエルの軍事占領以来イスラエルによる占領下のシリア領ゴランのシリア国民の基本的権利および人権の組織的且つ継続的な侵害の故に、彼らが苦しんでいることを深く懸念し、

1981年12月17日の安全保障理事会決議497（1981）を想起し、

全ての関連する総会諸決議、総会がイスラエルは安全保障理事会決議497（1981）を遵守してこなかったことを宣言しそしてイスラエルが占領下のシリア領ゴラン全てから撤退することを要求した、最も最近の2012年12月18日の決議67/122もまた想起し、

占領下のシリア領ゴランの効果的な併合の結果をもたらした、同地域にイスラエルの法、管轄権および行政権を課す1981年12月14日のイスラエルの決定の違法性をいま一度再確認し、

*人権理事会により採択された決議および決定は、人権理事会第22会期に関する理事会報告書（A/HRC/22/2）第1章に含まれる。

国際連合憲章および国際法の原則に従った、力による領域の獲得の不容認の原則を再確認し、

占領下の領域のパレスチナ人民および他のアラブ人の人権に影響を及ぼすイスラエルの慣行を調査する特別委員会の報告書¹に深い懸念をもって留意し、またこれに関連して占領したアラブ領域におけるイスラエル入植地を遺憾に思いそして特別委員会との協力および同委員会の受け入れに対するイスラエルの変わらない拒絶に遺憾の意を表明し、

国連憲章の関連規定、国際法および世界人権宣言に基づき、また戦時における文民の保護に関する 1949 年 8 月 12 日のジュネーブ条約および 1899 年と 1907 年のハーグ条約の関連規定の占領下のシリア領ゴランへの適用可能性を再確認し、

11 月 22 日の安全保障理事会決議 242 (1967) および 1973 年 10 月の 338 (1973) 並びに土地と平和との交換原則に基づいてマドリッドで始まった、和平プロセスの重要性を再確認し、そして中東における和平プロセスの停止に総会の懸念をまた同地域における公正且つ包括的な平和の確立のための決議 242 (1967) と 338 (1973) の完全な履行に基づいて和平交渉が再開されるであろうという総会の希望を表明し、

人権委員会と人権理事会の従前の関連諸決議、および最も最近の 2012 年 3 月 22 日の理事会決議 19/14 もまた再確認し、

1. イスラエル (占領権力) に対し、総会、安全保障理事会および人権理事会の関連する諸決議、とりわけ安保理が、占領下のシリア領ゴランにイスラエルの法、管轄権および行政権を課するというイスラエルの決定は無効であり法的効力が無いことを特に決定しそしてイスラエルがその決定を直ちに無効にすることを要求した安全保障理事会決議 497 (1981) を遵守することを求める。

2. イスラエルに対し、入植地の継続的建設、最も最近のものは、「ゴランに行こう」のローガンのもと、いわゆるゴラン地域議会により実行された入植キャンペーン、を思いとどまること、および占領下のシリア領ゴランの物理的特性、人口統計学上の構成、制度的構造および法的地位を

¹ A/67/550.

変えることを思いとどまることをまた求め、そして占領下のシリア領ゴランの住民の強制退去させられた者は自らの家に戻ることをおよび自らの財産を回復することを許されるべきであることを強調する。

3. イスラエルに対し、占領下のシリア領ゴランにおけるシリア国民にイスラエルの市民権とイスラエルの身分証明書を押しつけることを思いとどまりまた彼らに対する抑圧的な措置および彼らの基本的権利並びに彼らの市民的、政治的、経済的、社会的および文化的権利の享受を制限する他の全ての慣行、その幾つかは占領下の領域のパレスチナ人民および他のアラブ人の人権に影響を及ぼすイスラエルの慣行を調査する特別委員会の報告書¹において言及されている、を思いとどまることを更に求める。

4. イスラエルに対し、クネイトラ検問所を通過してまた赤十字国際委員会の監視のもとで、シリア本土の家族や親戚を訪れることを占領下のシリア領ゴランのシリア国民に許可することおよびジュネーブ第4条約並びに市民的及び政治的権利に関する国際規約の紛れもない違反である、これらの訪問を禁止するイスラエルの決定を廃止することを求める。

5. イスラエルに対し、その幾人かは 26 年以上も拘禁されている、イスラエル刑務所のシリア人拘禁者を直ちに釈放することおよび国際人道法に従って彼らを取り扱うことをまた求める。

6. これに関連して、イスラエルに対し、イスラエルの刑務所にいるシリア人の良心の囚人と拘禁者を彼らの肉体的および精神的状態を評価するためにまた彼らの生命を守るために専門的な内科医を伴って訪れることを赤十字国際委員会の代表に許可することを更に求める。

7. 占領下のシリア領ゴランおよび東エルサレムからの撤退前に国民投票を実施するという 2010 年 11 月 22 日のクネスト決定を含む、占領下のシリア領ゴランの性格と法的地位を変更することを求める、イスラエル（占領権力）により講じられた若しくは講じられることになっているあらゆる法的および行政的措置並びに行動は、無効であり、国際法並びに戦時における文民の保護に関する 1949 年 8 月 12 日のジュネーブ条約の紛れもない違反を構成しそして法的効果を持たないことを決定する。

8. 国際連合の加盟国に対し、どのような上記の法的若しくは行政的措置も認めないことを再び求める。

9. 事務総長に対し、本決議を可能な限り広く普及させるためまたこの事項について人権理事会の第 25 会期に同理事会に報告させるため、全ての政府、権限ある国際連合機関、専門機関、国際的および地域的政府間機構並びに国際的な人道機構の注意を本決議に喚起することを要請する。

10. 人権理事会第 25 会期で、占領下のシリア領ゴランにおける人権侵害の審議を継続することを決定する。

第 48 回会合

2013 年 3 月 21 日

[29 対 1、棄権 17 の記録投票により採択された。投票結果は以下の通り：

賛成：

アンゴラ、アルゼンチン、ベニン、ボツワナ、ブラジル、ブルキナファソ、チリ、コンゴ、コスタリカ、エクアドル、エチオピア、グアテマラ、インド、インドネシア、カザフスタン、クウェート、リビア、マレーシア、モルディブ、モーリタニア、パキスタン、ペルー、フィリピン、カタール、シエラレオネ、タイ、ウガンダ、アラブ首長国連邦、ベネズエラ（ボリバル共和国）

反対：

アメリカ合衆国

棄権：

オーストリア、コートジボワール、チェコ共和国、エストニア、ガボン、ドイツ、アイルランド、イタリア、日本、ケニヤ、モンテネグロ、ポーランド、大韓民国、モルドバ共和国、ルーマニア、スペイン、スイス]